

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 3 第 1 項第三号の規定に基づき、排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を次のように定める。

令和 7 年 10 月 31 日

国土交通大臣 金子 恭之

排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 126 条の 3 第 1 項第三号に規定する排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

- 一 床面から天井（天井のない場合においては、屋根。以下この号及び次号において同じ。）までの垂直距離が 2.6m 以下の場合 天井から下方 80cm（たけの最も短い防煙壁（令第 126 条の 2 第 1 項に規定する防煙壁をいう。次号において同じ。）のたけが 80cm に満たないときは、その値）以内の距離にある部分
- 二 床面から天井までの垂直距離が 2.6m を超える場合 床面からの高さが 1.8m（たけの最も短い防煙壁の下端の床面からの高さが 1.8m を超えるときは、その値）以上の部分

附則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 310 号）の施行の日（令和 7 年 11 月 1 日）から施行する。